

台湾におけるいちごプロモーション及びなし取引調査等分析業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する台湾におけるいちごプロモーション及びなし取引調査等分析業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 目的

台湾は、国産青果物輸出額の4割以上を占める地域であり、県産青果物の輸出拡大に向けて有望な市場である。台湾現地における県産いちごの認知度向上及びなしの取引状況を調査・分析し、市場の獲得を図っていく。

(2) 対象国・地域

台湾

(3) 対象品目

いちご（とちあいか）、なし（にっこり）

2 委託業務内容

(1) プロモーション及び取引調査等分析の基本方針

乙は、現地の輸入事業者等と連携し、現地のバイヤーや消費者等に対する県産いちごの認知度及び購買意欲の向上を図るほか、県産なしの評価を確認するため、(2)から(4)により、台湾現地におけるプロモーション活動及び取引状況の調査・分析を実施する。

(2) 実施期間

令和7（2025）年10月から令和8（2026）年2月とし、プロモーション活動については、春節などの青果物需要が高まる時期を捉えて集中的に実施すること。

(3) 品目ごとの実施内容

① いちご

ア プロモーション活動の実施

対象品種は「とちあいか」とし、大果で、食感に優れ、甘みの強い特長を消費者に浸透させるための取組を行うこと。また、消費者の認知度及び購買意欲の向上を図るため、消費者に対し試食宣伝を実施すること。なお、試食宣伝の実施に当たっての店舗及び会場装飾は提案の上、甲乙協議により決定する。

イ 実施店舗数及び実施回数

2(2)の期間において、1店舗以上で実施し、週末を中心に3回以上実施すること。

ウ 販促資材等の作成及び配布

「とちあいか」の販促資材等を作成の上、消費者等へ配布し、認知度及び購買意欲向上のためのPRを行うこと。なお、甲が所有している資材作成に必要なデータは、甲から提供する。

エ 試食宣伝用サンプルの手配

消費者への試食宣伝に当たって、甲乙協議の上、「とちあいか」を確保すること。

オ 試食宣伝用サンプルの輸送及び通関手続等

(ア) サンプルの輸送

実施店舗まで輸送すること。

(イ) 通関手続等

通関、植物検疫、放射性物質検査、残留農薬検査及びその他必要書類の取得等、
甲乙協議の上、輸出に係る諸手続を行うこと。なお、水際検査の対応について効果的な手法を提案し実施すること。

カ 現地検品等

甲乙協議の上、必要に応じて検品等を行うこと。

キ アンケート調査の実施

プロモーションの効果を分析するため、消費者等へアンケート調査を実施し、とりまとめること。

② なし

ア 取引調査等分析の実施

対象品種は「にっこり」とし、取引状況の調査・分析を行うため、以下(ア)から(オ)を実施すること。なお、効果的な調査とするため、現地バイヤー等への試食提供を実施すること。

(ア) 物流に関する調査

産地出荷から現地小売店等までの物流に係るコスト、出荷・納品時の品質等について調査を実施すること。

(イ) 現地小売店等での店頭調査

他県産及び他国産の販売状況、効果的な販売方法等について調査を実施すること。なお、購買層が異なる複数店舗で実施すること。

(ウ) 現地小売店等での消費者調査

現地小売店等の消費者に対して、購入希望価格、「にっこり」の認知度等について調査を実施すること。

(エ) 現地バイヤーに対する調査

現地バイヤー（輸入商社及び現地の商品取扱者等）に対して、仕入希望価格、他県産及び他国産の取扱状況、「にっこり」の需要等について調査を実施すること。なお、複数バイヤーに対して調査を実施すること。

(オ) 各種調査のとりまとめ

②ア(ア)から(エ)の調査結果について、物流コスト、消費者における購入希望価格及び現地バイヤーの仕入希望価格等の情報を基に生産者が台湾向けに「にっこり」を輸出するに当たっての指標となる生産数量及び取引価格等について分析を行うこと。

イ 実施回数

2(2)の期間において、各調査を1回以上実施すること。

ウ 現地バイヤーへの情報提供

②ア(エ)の調査の実施とあわせ、現地バイヤーに対して「にっこり」の試食提供により、魅力などの商品情報等の周知を行うこと。なお、周知に必要なデータは、甲から提供する。

エ 試食提供用サンプルの手配

現地バイヤーへの試食提供に当たって、甲乙協議の上、「にっこり」を確保すること。

オ 試食提供用サンプルの輸送及び通関手続等

(ア) サンプルの輸送

試食提供を行う場所まで輸送すること。

(イ) 通関手続等

通関、植物検疫、放射性物質検査、残留農薬検査及びその他必要書類の取得等、甲乙協議の上、輸出に係る諸手続を行うこと。なお、水際検査の対応について効果的な手法を提案し実施すること。

カ 現地検品等

甲乙協議の上、必要に応じて検品等を行うこと。

(4) その他、県産青果物の輸出拡大において必要な活動

県職員等が市場調査等を行うため渡航する場合は、甲乙協議の上、現地バイヤーとの面談、プロモーション実施店舗訪問等に係る事前調整及び現地での案内などを行うこと。また、本委託業務の実施に当たり甲が必要と認める関連業務を実施すること。

3 委託業務の実施場所

日本国内及び台湾

4 委託期間

契約締結の日から令和8(2026)年3月13日までとする。

5 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。また、この仕様に基づいて発生した経費の支払いは日本国通貨を基本とするが、その詳細は契約時に別途協議の上決定する。

6 事業完了後の手続き

(1) 業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を以下の①及び②(いずれも任意様式)の提出により、契約期間内に行うこと。

① 業務完了報告書

② 成果品

ア 成果報告書(電子媒体)

成果報告書には以下の内容を記述すること。

- ・いちごプロモーション活動の実施結果(実施店舗及び回数等)

- ・なしに係る各種調査による分析結果（実施店舗及び各調査における結果等）
- ・委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- ・輸出拡大を図るための提案
- ・その他、委託業務に係る事項

イ 現地における主な活動記録写真（電子媒体（JPEG 形式））

(2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

7 その他

- (1) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。